

## 6 いじめ対応の流れ

発見	<input type="checkbox"/> 発見の方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒、保護者からの申立て</li> <li>・教職員の日常の観察</li> <li>・アンケート調査</li> <li>・学部会での確認</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
情報収集	<input type="checkbox"/> 申立された、発見した教職員は速やかに教頭に報告する。 <input type="checkbox"/> 申立された、発見した教職員は、現段階の情報を収集する。(別記様式1) 「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「どのように」「何をされたか」
事実確認・方針決定	<input type="checkbox"/> 教頭は「いじめ防止委員会」の会議を招集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて病棟担当者に出席依頼</li> <li>・調査方針・分担を決定</li> <li>・委員会でいじめの有無について認知</li> </ul> ※調査班～必要な情報を収集、事実関係把握(各学部主事) ※対応班～心のケアや安全確保など指導と支援(養護教諭、生徒指導主事) ※外部機関との連携・調整～教頭 ※その他必要に応じて役割を分担 <input type="checkbox"/> 当該児童生徒(加害側・被害側)の保護者に適宜連絡・共通理解
対処	<input type="checkbox"/> いじめ防止委員会を中心に対処プランを策定(別記様式2) <input type="checkbox"/> 対応班を中心に指導・支援 <input type="checkbox"/> 必要に応じて「いじめ防止委員会」を招集
解消	<input type="checkbox"/> 「北海道手稲養護学校いじめ防止基本方針」2(3)に基づき判断する。 <input type="checkbox"/> 当該児童生徒に関わる教職員を中心に、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響があることを踏まえ、日常的な観察を継続する

